

## 随意契約理由書

件名	西神・山手線LED式案内表示装置分解整備(その2)
契約の相手方	株式会社 新陽社 大阪支店
根拠法令	地方公営企業法施行令 第21条の13 第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>本業務対象のLED式案内表示装置は、乗客への利便性向上のため、先発・次発の番線表示、出発時刻案内及び一般案内・駅周辺イベント案内等を行う機能を持っている。また、非常事態等の発生時には緊急案内表示を行い、注意喚起をうながす重要な機能を持っており、常に良好な状態に維持しなければならない。そのため鉄道営業法に基づく整備要領を定めて、定期的に保守点検を行っている。</p> <p>LED式案内表示装置は株式会社 新陽社にて設計開発・製作・据付を行った装置であり、業務の主たる点検整備は、装置の劣化部品交換並びにメーカー仕様に基づく性能確認及び信号通信機器室のPC操作による総合的な動作確認作業を、列車運行時間外である夜間の短時間で正確・安全かつ迅速に行う必要がある。また、性能確認時に装置の不良箇所等を発見した場合には適切な対応を行わなければならない、他のメーカーが本業務を行うのは技術的に不可能である。</p> <p>以上により上記業者と随意契約を行う。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 電気システム課 電気区 (電話番号 078-791-6584)